

第 36 回食品添加物・汚染物質部会 (CCFAC) 会議概要

【添加物関連】

1 開催日及び場所

平成 16 (2004) 年 3 月 22 日 (月) ~ 3 月 26 日 (金)

ロッテルダム (オランダ)

2 食品添加物一般基準 (GSFA) の検討

(1) GSFA 前文等の改正について

2001 年にとりまとめられた GSFA 前文について、個別食品規格に掲載される添加物と GSFA に掲載される添加物が大きく乖離していることから、GSFA 前文等の見直しが進められている。

第 35 回 CCFAC において、下記任務をもつ作業グループを結成することを決定した。

- ・ GSFA 前文を食品規格部会と一般部会との関係を含めて、食品添加物使用の一般原則 (GPFA) 及び CAC Procedure Manual に合致する様に見直し、食品規格部会から提案された食品添加物の最大使用基準値を検討する。
- ・ GSFA 作成に当たって CCFAC で用いられる手続きを記述した GSFA 附属文書の作成及び GSFA 使用における用語の定義、ステップバイステップアプローチを検討する。
- ・ 最大の優先事項として、GSFA に組み込まれる最大使用基準値の設定方針を検討する。

今回の CCFAC では、作業グループのとりまとめた改訂案を検討し、①GSFA の附属文書リスト A (JECFA 評価済み添加物リスト、アルファベット順) 及びリスト B (同、INS 番号順) の削除、②GSFA 前文の 1.1 節に最新の ADI を記載した添加物リストにアクセス可能な JECFA ウェブサイトを記載すること等について合意した。

更に、GSFA 作成に係る問題を解決しさらに発展させるためにはこれまでの決定事項を見直し GSFA の基本原則とその適用への共通認識を持つことが重要として、下記を主要任務とする作業グループを結成することに合意した。

- ・ GSFA を作成する際に現在用いられている作業原則を見直す。
- ・ GSFA は CAC で採択された他のコーデックス基準との整合性を図る。
- ・ GSFA と個別食品規格との関係を分析し、統一性を保つための手法を提案する。

作業グループは中国を主導国として、我が国を含む 18 の国等が参加する。第 37 回 CCFAC では、作業グループよりプロGRESSレポートが報告される。

(2) GSFA 食品分類システムの改正について

今回、アジア地域の国々の意見をまとめて提案された大豆製品の食品分類改訂案は原案通り承認された。

また、我が国から提案された食塩 (12.1) とハーブ、スパイス、調味料 (食塩代替品)、薬味 (12.2) の組み直し案は、12.1 に食塩 (12.1.1) と食塩代替品 (12.1.2) の小分類、12.2 にハーブとスパイス (12.2.1) と調味料と薬味 (12.2.2) の小分類を設ける案が採択された。

食品分類システム (FCS) が GSFA の作成に必須なものであり、その変更が GSFA に与える影響を考慮して、FCS 改訂の手続きを進めるための条件を明確なものにする必要があることが確認された。

この GSFA の FCS は次回 CAC 総会にステップ 8 として承認を求めることとされた。

(3) GSFA 表 1 の改正案について

今回の CCFAC においても、改定に向けたデータが十分でなかったことから、第 37 回 CCFAC における添加物の使用基準策定を目標に米国主導のもとに我が国を含む電子的作業グループを設置して検討することとした。

なお、個別の添加物の検討においては、我が国の使用実態を踏まえ、安息香酸類の 14.1.3.4 (濃縮野菜ネクター) への使用基準 500mg/kg を 600mg/kg に変更する提案を行った。この提案は、韓国等のサポートを受け採択された。

更に、我が国からは以下の添加物に係る技術的情報の提供を申し出た。

- ・ カルナウバロウの光沢剤としての 04.1.1.2、04.1.2、04.2.1.2 への使用に係る技術データを提供する。
- ・ カルナウバロウの光沢剤としての 05.4 への使用基準 (10000ppm) に係る技術データを提供する。
- ・ ミツロウについて、我が国における 1 日あたりの摂取量のデータを提供する。
- ・ シリコーン樹脂の消泡剤としての 14.1.2、14.1.3 への使用基準に係る技術データを提供する。

3 食品添加物の同一性及び純度に関する規格の検討

第 61 回 JECFA で規格や暫定規格が検討された添加物 (添加物 23 品目、香料 245 品目) について作業グループの報告と JECFA レポートの検討がなされ

た。

我が国から、シヨ糖脂肪酸エステルの検量線の相関係数 >0.99 の改定等を提案したところ、シヨ糖脂肪酸エステルは JECFA における優先評価品目としてリストアップされ、2005 年の JECFA で再評価されることとなった。

4 その他の作業と今後の業務

CCFAC における今後の業務に関する加盟国等からの提案について議論された。

JECFA では数百の香料物質の評価が進んでおり、香料をコーデックスシステムに組み込むべく、米国を主導国として議論ペーパーを用意することとなった。我が国を含む9つの国等が作業グループに参加して検討する。

5 次回の日程

平成17年3月21日（月）～25日（金）、オランダにて開催予定。

第 36 回 Codex 食品添加物・汚染物質部会 (CCFAC) の概要

【汚 染 物 質】

【一般原則等】

CCFAC で適用されるリスク分析原則案

リスク分析における本部会及び JECFA の役割分担や任務を明確化する文書。一般原則部会に付託した後、最終採択を総会に勧告。

食品中の汚染物質及び毒素の Codex 一般規格(GSCTF)の一覧表 1

- ①一覧表 1 (汚染物質毎にリスト化された、最大基準値の一覧表) を GSCTF に含めることに合意。
- ②銅、亜鉛、鉄等の品質に関連する要素については、GSCTF には含めず、別途作成する作業文書 (オランダと日本が作成する予定) に含める。
- ③一覧表 2 (食品分類毎にリスト化された最大基準値の一覧表) については、個別食品コードの不足のため、今の時点では GSCTF には含めない。
- ④食品分類システムを更に充実させるため、CCPR (残留農薬部会: GSCTF の食品コードは CCPR のものを使用しているため) と協議する。
- ⑤現在又は将来にわたる GSCTF と個別食品規格との最大基準値の不一致を避けるために、総会に下記事項を勧告。
 - ・ 総会で採択済みである汚染物質の最大基準値と一致しない、個別食品規格中の安全性に関連する最大基準値については削除。
 - ・ CCFAC が最大基準値を最終採択のために提案する際、その提案されている最大基準値と一致しない個別食品規格中の基準値については削除。
- ⑥GSCTF から、作業文書の作成に係る付属文書 (Annex IV) を削除することの承認を総会に勧告。
- ⑦GSCTF の中に「食品及び食品群中の汚染物質及び毒素の暴露評価の方針」に関連するパラグラフを含めるための改訂を行うことに合意、日本を中心とするドラフティンググループに作業を委任。

CCFAC における食品又は食品群中の汚染物質及び毒素の暴露評価の方針案

暴露評価の方針及びその結果を基準値作成に活用する方法についての文書。一般原則部会に付託した後、最終採択、手続きマニュアルへの包含を総会へ勧告。

【カビ毒】

リンゴジュース及びリンゴジュース成分を含有する飲料におけるパツリンの最大基準値

今後議題からパツリンを削除するが、4年間データを収集後、再び JECFA による評価と本部会による検討を行うため、優先リストに載せることに同意。また、各国はデータを GEMS/Food の様式に取りまとめの上、直接 WHO へ提出し、WHO は毎年部会に対して、データの提出状況について報告する。提出データに基づいて、本部会は JECFA にどのようなリスク評価を依頼するかについて検討する。

小麦、大麦、ライ麦とその由来製品中におけるオクラトキシンAの最大基準案

- ①「小麦、大麦、ライ麦を原料とした製品」については、最大基準値の検討の対象外とされた。
- ②基準値案について合意を得ることができなかつたことから、小麦、大麦、ライ麦の最大基準値案 $5 \mu\text{g}/\text{kg}$ をステップ7のまま据え置き、JECFA による評価の優先リストに載せる。
- ③昨年の総会で、穀類のカビ毒汚染の防止と低減に関する実施規範が採択されたことを受け、加盟国にデータ提供を要請するとともに、提供されたデータについて、JECFA が 2006 年までに包括的なリスク評価を実施し、部会はその結果を基に、2007 年の第37回部会において再検討することを決定した。

ピーナッツにおけるアフラトキシン汚染の防止及び低減に関する実施規範案

最終採択を総会に勧告。

ツリーナッツのアフラトキシン汚染の防止と低減に関する実施規範案

ステップ5での採択を総会に勧告。

ツリーナッツ（アーモンド、ヘーゼルナッツ、ピスタチオを除く）のアフラトキシンに関する討議資料（アフラトキシン汚染及びアフラトキシン定量のための分析法について提出された情報を含む）

- ①ブラジルナッツのみを検討する作業文書を作成することに合意。
ブラジルナッツの殻付き、殻を剥いただけの果実、薄皮も全て剥いた果実のアフラトキシン汚染について検討。
- ②アフラトキシン分析のため、サンプリングプランの検討を開始、アメリカを中心とするドラフティンググループで作業文書を作成することに同意。

ツリーナッツ（アーモンド、ヘーゼルナッツ、ピスタチオ）におけるアフラトキシンの最大基準値

未加工及び加工されたアーモンド、ヘーゼルナッツ、ピスタチオのトータルアフラトキシンの最大基準値案を $15 \mu\text{g}/\text{kg}$ とし、ステップ3でコメントを求めることに合意。

デオキシニバレノールの最大基準値

- ①生の穀物粒や加工された穀物由来製品などのデータに基づいて、JECFA が

詳細な暴露評価を行うことを承認。

- ②当分の間は最大基準値の検討は行わず、デオキシニバレノールの汚染実態、加工、汚染除去、選別などデオキシニバレノール濃度の低減方法、各国の基準値又はガイドライン値、サンプリング方法や分析方法等についての情報提出を要請。

ソルガムのかび毒汚染

汚染源、かび毒の種類、分析方法とサンプリング方法、消費者の健康保護、国際貿易において実際に生じたか生じる可能性のある問題、他の国際機関での検討等の情報提出を要請。

【産業・環境汚染物質】

魚の鉛の最大基準値案

基準値案をステップ7のまま据え置き、①第53回 JECFA のリスク評価結果、②主に国際的に取引される魚種のリスト（そのリストに追加する魚種に関する情報、鉛汚染の程度に関する情報についてコメントを要請）、③基準値案に基づいて規制を行う場合の困難に関する情報、に基づいて次回の部会において再検討する。

食品中の鉛汚染防止及び低減に関する実施規範案

最終採択を総会に勧告。

スズの最大基準値案

JECFA による無機スズの再評価が来年2月に予定されていることから、現在提案されている基準値をステップ4のまま据え置き、第37回部会以降に再検討する。

食品中のスズ汚染の防止及び低減に関する実施規範案

名称を「缶詰食品中の無機スズ汚染の防止及び低減に関する実施規範案」に訂正し、ステップ5での採択を総会に勧告。

カドミウムの最大基準値案

- ①果実、牛肉、豚肉、羊肉、家禽肉、馬肉、ハーブ、食用キノコ、セルリアック、大豆、ピーナツについては、カドミウム摂取への寄与度が小さいことから、最大基準値設定に関する作業を中止。
- ②精米の基準値案 0.2mg/kg を 0.4mg/kg に変更。
- ③軟体動物の最大基準値と分類について検討したが、合意が得られなかったこと及び2005年に JECFA の暴露評価が行われることから、当面据え置き。
- ④JECFA が2005年2月に精米、小麦、じゃがいも、茎菜、根菜、葉菜、その他の野菜、軟体動物の暴露評価を実施するため、各国に汚染実態及び食品消費データを提供するよう要請。

- ⑤精米、小麦、じゃがいも、茎菜、根菜、葉菜、その他の野菜についてはステップ5に進め、総会に採択を勧告。軟体動物（頭足動物を含む）については、ステップ3に差し戻し、コメントを要請する。

食品中のダイオキシン類及びダイオキシン類似 PCB を低減させるための発生源対策規範案

ドラフティンググループ（日本も参加）による改訂のためにステップ2に差し戻し、ステップ3でコメントを要請。

ダイオキシン及びダイオキシン類似 PCB に関する討議資料

食品中の発生データの更なる収集は GEMS/Food データベースの枠組みで行い、WHO が受け取ったデータに関して3年以内に部会に対して詳細な報告をすること、本作業文書の検討を中止することに同意。

クロロプロパノールに関する討議資料

- ①酸加水分解植物タンパク及び酸加水分解植物タンパクを含む食品の最大基準値の策定に関する作業を開始する。
- ②ドラフティンググループ（日本も参加）により、酸加水分解植物タンパク及び酸加水分解植物タンパクを含む食品中の 3-MCPD の最大基準値の提案を含む作業文書を作成することに同意。

アクリルアミドに関する討議資料

作業文書をイギリスとアメリカを中心とするドラフティンググループにより改訂することに同意。

【その他】

偶発核汚染後に国際取引に用いる食品中の放射線核種のガイドライン値の改訂案（長期間使用のための放射線核種のガイドライン値の策定を含む）

改訂案の名称を「国際取引に用いる食品中の放射線核種のガイドライン値案」とし、ステップ5での採択を総会に勧告。

JECFA での評価を提案する食品添加物・汚染物質及び自然毒の優先リスト

- ①優先順位リストにクロロプロパノール、オクラトキシンAとカドミウムを追加することを提案、2007年に評価を実施するため、パツリンをリストに加える。
- ②インスタントヌードルのPV（過酸化価）の評価については、PVは安全性に係る問題ではないため、JECFAによる評価については提案しないこととなった。

その他の事業及び今後の作業

- ①PAH (Polycyclic aromatic hydrocarbons：多環芳香族炭化水素) 汚染デンマークが、食品加工過程の PAH 汚染の低減実施規範の策定を提案。

PAHはまだJECFAによって評価されておらず、実施規範の策定を開始するには時期尚早であるとして、デンマークを中心とするドラフティンググループによって作業文書を作成することとした。

②魚中のメチル水銀のガイドライン値

第53回執行委員会からの、JECFAの再評価を考慮した魚中のメチル水銀のガイドライン値の改訂の検討及び/また、他のリスク管理オプションの検討に関する要請を受けて、EUを中心としたドラフティンググループ（日本も参加）によって、魚中のメチル水銀のガイドライン値改訂の必要性及び他の可能なリスク管理オプションに関する作業文書を作成することとした。